

## クロスボウの適正な管理と使用に関する条例の制定について

## 1 経緯

- ・令和2年6月4日、県内でクロスボウを凶器とした4人の殺傷事件が発生。
- ・兵庫県は6月5日、クロスボウを青少年愛護条例における有害玩具類に指定。
- ・クロスボウは、元来、武器で殺傷能力があるものの、銃刀法の規制対象外となっているなど規制が十分でない。
- ・本来、クロスボウの規制は法律で全国一律に強化することが望ましいため国に制度改正を要望する。
- ・一方、国の検討には一定の期間を要することが想定されるため、県民の不安が高まっている中、まずは兵庫県において、クロスボウの適正な管理と使用を図るための条例を制定し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを進める。

## 2 部会委員

部会長	山下 淳	関西学院大学法学部教授
委員	瀬渡 章子	奈良女子大学名誉教授
委員	道谷 卓	姫路獨協大学副学長
委員	水谷 恭子	弁護士
委員	坂本 津留代	神戸市西区井吹台自治会連合会会長

## 3 スケジュール（予定）

7月1日	第1回専門部会
7月中下旬	第2回専門部会
(8月上旬)	パブコメ実施
(9月上旬)	県議会上程